

日雇労働者の街の変化を証明

日雇労働で食える可能性はないと自己主張する影響

にだん やかんしゆくしよ
二段ベッドの夜間宿所から、生活保護の活用で豊の上へ

ひやといろうどうしや しやかい ほけんせいど りよう たたみ うえ
日雇労働者の社会保険制度を利用できない人は、なにで補うべきか

とくそう
特掃Ⅱあいらん高齢日雇労働者等就労事業とは

あいらん職安の白手帳（雇用保険被保険者手帳）所持者は、20年以上前は2万人を越えていましたが、現在は3千人を割っているようです。

とくそう ほんかくてき じっし
特掃が本格的に実施されるようになった10年前でも約1万4千人の白手帳所持者がいました。年2回の福利厚生一時金（モチ代、そうめん代）があった当時ですから、アブレ受給資格に関係なく白手帳を持ち続ける人も多かったのです。

けいざい ほうかい
「バブル経済」崩壊後、釜ヶ崎に仕事が少なくなり、高齢者を中心に野宿を余儀なくされる人が急増しました。その対策として生まれたのが「特掃」です。

かぎ ぎようせい よさん
限られた行政の予算のなかで、高賃金少数就労ではなく、55歳以上という枠はありますが、なるべく多くの人が働けることを目指して賃金設定がされました。

ちんぎんがく さいていちんぎん したまわ
賃金額は、最低賃金を下回らないこと、日雇労働者が活用する社会保険の印紙が貼れる額であることの二つを最低限度とし、なおかつ、手取額が減らないように社会保険料の自己負担分を、事業主負担として予算のなかに入れることが求められ

ぎようせい よさん ほんらいはたら ひとじしん しほら
ました。行政の予算で、本来働いた人自身が支払うべき保険料が、賃金の中に入っているのはその為です。そうしていなければ、特掃の賃金は5千7百円から保険料の自己負担分を引いた額となっていたはずはです。

ひやといろうどうしや こよう ひやといこようほけん ひやといけん
日雇労働者を雇用する事業主は、日雇雇用保険や日雇健康保険の印紙購入通帳により、印紙を購入し、消印することによって保険料を納める義務を負っています。手帳を持っていない労働者については、「現金納付」することになっています。

ひやといろうどうしや まち せいごう
日雇労働者の街である寿の労働センターのホームページでは、次のように書かれています。

ひやといてちよう も ろうどうしや き
『Q 日雇手帳を持っていない労働者が来たのですが？』

じぎようしよ ひやといほけん かにゆう
A 事業所が日雇保険に加入している場合は保険料を賃金から控除してください。保険料は現金納付となります。』

けんこうほけん 「いんし
健康保険では、『印紙を貼ることができない場合は、事業主は「印紙ちよう付不能調書」を社会保険事務所に提出し、後日納入告知書を受けて、現金で納付します。』と定められています。

「特掃」が、あいりん日雇労働者の対策という性格を持つ限り、日雇労働者の社会保険と無縁であるわけにはいかないと思います。

しかし、最近、そのことを否定しようとする声や動きがあるようです。

健康保険には、「適用除外」という制度があります。

これは、健康保険料の二重徴収を避けようという制度です。日本では、健康保険については、誰でも、日雇健康保険であれ、国民健康保険であれ、ならんらかの保険に入っていると想定されています。

日雇健康保険は、2ヶ月で26枚健康保険印紙を貼ることによって資格が生じます。2ヶ月で26枚印紙が貼れる見込みのない人は、他の保険(国民健康保険など)に加入し、そちらで保険料を払っていると想定されています。そのことを、事業主に知らせないと保険料が二重徴収になる。そこで、本人が「適用除外申請」をし、承認書を提出することによっているわけです。

適用除外は、保険料の二重徴収を避けるための制度であり、事業主が負担していた労働者の自己負担分を、賃金として増額要求する根拠となるものではありません。

問題は、二ヶ月26日、日雇労働者として働ける見込みがないと自己主張することです。日雇労働以外に収入があるとなれば、特掃は日雇労働者対策ではないことになります。特掃の事業の性格の見直しにつながるようになるように思われます。

特掃に登録している人の多くが、夜間宿所利用者であり、公園や路上で野宿を余儀なくされている。二ヶ月26日、日雇いで就労できる状況でないことはよく承知しています。

だからこそ、お節介にも夜間学校は生活保護制度の活用を呼びかけ続けているのです。

それぞれの判断で、生活保護へ、畳の上へと日々、移行している人がいますが、それでもまだ沢山の人が夜間宿所を利用しており、特掃の賃金を当てにしています。

三角公園6百人分の夜間宿所の廃止を、夜間学校は主張しています。しかし、特掃については、いまま少時間をかけて、生活保護への移行が進んだ後に、事業の性格を変えての存続・拡大を求めよう、と主張しています。現状では、特掃IIあいりん高齢日雇労働者等就労事業の性格の見直しを議論の場に引き出すのは、早いと思います。これは、私の考えすぎでしょうか、アナタは、どう思いますか。

定額給付金申請書を手に入れた人で、現金支給希望の人は、郵送ではなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。

西成労働福祉センターに申請書が届くよう手続きした人は、必ず、窓口

に届いたかどうか確認してください。

8月末までには、センター預かり分をゼロにしたいということです。

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話06・6561・4392)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話06・6658・8888)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。